

総社市新庁舎等ネットワーク構築業務仕様書

令和5年5月

総社市総合政策部市政情報課

1 目的

総社市新庁舎等ネットワークは、総社市新庁舎の高度な職務遂行機能と利用者の利便性を高めるために構築するものである。

本仕様書において、ネットワーク構築業務に必要な事項を定める。

2 システム構築予定期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。現時点で想定している新庁舎建設工事のスケジュールは下記のとおり。

タスク	時期	2023年度 (R5)				2024年度 (R6)				2025年度 (R7)			
		Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
新庁舎完成	R7年1月								★				
引っ越し作業	R7年3月								★				
新庁舎での運用開始	R7年3月												→

3 構築条件

(1) 構築場所

岡山県総社市中央1-1-1 ほか

(2) 構築すべきネットワークの概要

別紙「総社市新庁舎等ネットワーク構築業務基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）及び「総社市新庁舎等ネットワーク構築業務機器調達及び特記仕様書」（以下「調達仕様書」という。）に基づく。

(3) 業務の範囲

本業務の対象は新庁舎の1階から6階に整備するネットワーク及び一部出先機関のネットワーク機器とする。

4 委託する業務内容

受託者は、本仕様書、基本仕様書及び調達仕様書に基づいて実施するネットワーク構築に係る以下の業務を行うこと。

- (1) ネットワーク構築に必要な現況確認及びヒアリング
- (2) ネットワーク構築に必要な各種文書の作成
- (3) ネットワーク構築に必要な詳細設計及びコンサルティング
- (4) 他システム及びネットワーク移設のための各種調整
- (5) ネットワーク構築に必要な機器、機材等の調達

- (6) ネットワーク構築に必要な機器等の設置，設定作業，動作確認，運用テスト，総合テスト
- (7) 構築したネットワークの運用に必要な各種文書の作成及び運用要員に対する研修の実施

5 運用・保守業務について（対象外）

運用・保守業務については本プロポーザルの範囲外であるが，本業務完了後に構築事業者と別途契約を締結する予定である。

6 その他

(1) 管理責任者の配置

ネットワーク構築に係る管理責任者を定め，業務の全般にわたり業務管理を行うこと。

(2) 秘密の保持

受託者は，業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

受託者が業務の実施に伴い，第三者に損害を及ぼしたときは，受託者がその損害を賠償しなければならない。

(4) 疑義

本仕様書，基本仕様書及び調達仕様書に定めのない事項については，必要に応じて市と受託者が協議して定める。また，システムの円滑な構築・運用を図るため，協議後は記録簿を作成し，相互に確認することとする。